

上烏羽南部地区土地区画整理事業の換地処分に伴う 町名町界地番の変更について

上烏羽南部地区土地区画整理事業については、現在、令和4年度に予定している換地処分に合わせて、町名町界地番の変更を行うこととしています。そのため、「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱」に基づき町名町界変更（原案）を作成し、令和2年7月以降、施行地区内にお住まいの方などに対し、意見募集や説明会等を実施してまいりました。

この度、寄せられた御意見を踏まえて、町名町界変更（案）を取りまとめましたので、その内容について御報告いたします。

1 町名町界地番の変更

土地区画整理事業によって、新たに道路や公園等を整備し土地の形状を整えたことにより、現状の町界線が実態に合わなくなっています。

そのため、土地区画整理事業の換地処分に合わせて、事業により整備した道路等に基づき町界線を引き直す「町名町界の変更」を行うことが必要となります。

また、これに伴い、町の区域（範囲）が変わることから、町名が変更されない場合も含め、全ての土地について新たな地番に変更することになります。

2 施行地区内の町名町界変更（案）

下線は、変更箇所を示す。

行政区	現在の町	変更後の町	備考
南 区	吉祥院長田町	吉祥院長田町	吉祥院長田町の一部を吉祥院嶋野間詰町（施行地区外）へ編入
		<u>吉祥院嶋野間詰町</u>	
	吉祥院石原東之口	吉祥院石原東之口 <u>町</u>	「町」を付し、吉祥院石原東之口の一部を吉祥院石原町（施行地区外）へ編入
		<u>吉祥院石原町</u>	
	吉祥院石原南	吉祥院石原南 <u>町</u>	「町」を付し、吉祥院石原南町（施行地区外）へ編入
	<u>上烏羽花名</u>	—	廃止（上烏羽嶋田町及び上烏羽城ヶ前町へ編入）
	上烏羽町田	上烏羽町田 <u>町</u>	「町」を付す。
<u>上烏羽塔ノ本</u>	—	廃止（上烏羽藁田町及び竹田向代町川町へ編入）	

行政区	現在の町	変更後の町	備考	
南 区	上鳥羽藁田	上鳥羽藁田 <u>町</u>	「町」を付す。	
	上鳥羽鴨田	上鳥羽鴨田 <u>町</u>	〃	
	上鳥羽城ヶ前町	上鳥羽城ヶ前町		
	上鳥羽岩ノ本町	上鳥羽岩ノ本町		
		<u>上鳥羽北岩ノ本町</u>	新設（「北」を付す。）	
		<u>上鳥羽南岩ノ本町</u>	新設（「南」を付す。）	
	上鳥羽大溝	上鳥羽大溝 <u>町</u>	「町」を付す。	
	上鳥羽石橋町	上鳥羽石橋町		
	上鳥羽卯ノ花	上鳥羽卯ノ花 <u>町</u>	「町」を付す。	
	上鳥羽中河原	上鳥羽中河原 <u>町</u>	〃	
	上鳥羽麻ノ本	上鳥羽麻ノ本 <u>町</u>	〃	
	上鳥羽奈須野町	上鳥羽奈須野町		
	上鳥羽火打形町	上鳥羽火打形町		
	上鳥羽南村山町	上鳥羽南村山町		
	上鳥羽鍋ヶ淵町	上鳥羽鍋ヶ淵町		
	上鳥羽八王神町	上鳥羽八王神町		
	上鳥羽西浦町	上鳥羽西浦町		
	上鳥羽清井町	上鳥羽清井町		
	上鳥羽金仏	上鳥羽金仏 <u>町</u>	「町」を付す。	
	上鳥羽馬廻	上鳥羽馬廻 <u>町</u>	〃	
	上鳥羽山ノ本町	上鳥羽山ノ本町		
	上鳥羽戒光	上鳥羽 <u>南</u> 戒光 <u>町</u>	「南」及び「町」を付す。	
	上鳥羽川端町	上鳥羽川端町		
	上鳥羽塔ノ森東向日町	上鳥羽塔ノ森東向日町		
	上鳥羽塔ノ森柴東町	上鳥羽塔ノ森柴東町		
	<u>上鳥羽塔ノ森梅ノ木</u>	—	施行地区内の上鳥羽塔ノ森梅ノ木を上鳥羽塔ノ森柴東町へ編入	
	上鳥羽塔ノ森洲崎町	上鳥羽塔ノ森洲崎町		
伏見区	竹田向代町	竹田向代町		
	竹田向代町川町	竹田向代町川町		
	竹田流池町	竹田流池町		

3 町名町界変更（案）の作成経過

(1) 周知及び意見募集

- 令和2年7月
第1回周知チラシの全戸配付
- 令和2年7月27日～8月31日
町名町界変更（原案）に対する意見募集
- 令和2年10月25日
上鳥羽学区の町内会長を対象とした説明会の開催
- 令和3年1月
第2回周知チラシの全戸配付
※ 御意見を踏まえて修正した町名町界変更（案）の周知

(2) 御意見への対応

- 御意見や御質問に対する回答等の公表
御質問への回答をホームページに掲載するとともに、主なものについては、第2回周知チラシにも掲載し周知した。
- 町の境界や読み方に対する御意見
町の境界や読み方に対して修正を求める意見のあった上鳥羽卯ノ花及び上鳥羽中河原の一部、上鳥羽町田で再度意見募集を行った。
<対応結果>
 - ・ 上鳥羽卯ノ花の南側の地域については、従前地が上鳥羽火打形町であった土地がまとまって仮換地されていることから、町の境界について、一部変更した。
 - ・ 上鳥羽町田（かみとぼちょうだ）の末尾に「町」を付した読み方については、上鳥羽町田町（かみとぼちょうだまち）とした。

4 今後の予定

- 令和3年6月
京都市町名、町界変更審議会へ諮問、答申
- 令和3年9月
市会への関係議案の提出
 - ・ 町の設置及び町の区域の変更について（建設局）
 - ・ 京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例の制定について（文化市民局）
- 令和4年6月
町名町界地番変更通知及び住所変更手続に関する案内の送付
- 令和4年8月
換地処分の公告、町名町界変更の告示

(参考)

＜上鳥羽南部地区土地区画整理事業の概要＞

事業の名称	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業	
施行者の名称	京都市	
施行位置	J R 京都駅から南へ約 3 k m の桂川と鴨川の合流地点に位置しており，地区の中央を国道 1 号が，地区の東部を油小路通が縦貫している。	
施行面積	1 5 1 ヘクタール	
総事業費	1 9 4 億 8 ， 9 0 0 万円	
施行地区内筆数	施行前	施行後
	約 2 ， 8 9 0 筆	約 3 ， 3 0 0 筆
事業経過	都市計画決定の告示	昭和 4 6 年 1 2 月 2 8 日
	事業計画決定の公告	昭和 4 7 年 3 月 2 4 日
	換地処分公告（予定）	令和 4 年 8 月

(参照)

地方自治法（抄）

第 2 6 0 条 市町村長は，政令で特別の定めをする場合を除くほか，市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し，又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは，当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（以下略）

京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱（抄）

（町の形状）

第 3 町の形状は，境界が複雑とならず，かつ飛び地が生じないよう簡明な境界線をもって区画されたおおむね四角形の一团をもって形成するものとする。

（町の境界）

第 6 町の境界は，道路，河川，水路，鉄道等（以下「公共施設等」という。）恒久的な施設をもって定めるものとする。ただし，現地の状況により，これにより難しい場合においては，筆界線等をもって定めることができるものとする。

この場合においては，将来においても町界が不明瞭とならないものを用いるものとする。

上鳥羽南部地区土地区画整理事業 町名町界変更図（案）

※青太枠は本事業の施行地区を表している。
※赤太線は南区と伏見区の行政区界を表している。

